

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ・最新動向について

平成 24 年 4 月 1 日の移行登記について ……………2011.4.28 掲載版

全国申請状況 ……………2011.5.2 速報版

NEWS・お知らせ

公益法人定例講座

『移行認定・認可申請の概要と申請書の具体的事例による解説』

……………2011.6.21・22 セミナー開催！

今月の TOPIX

改正保険業法における認可特定保険業者について

～ 共済事業の移行について ～

……………事例研究

公益法人協会等からのお知らせ・最新動向について

～ 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ(内閣府からのお知らせ)～ ほか

前回のメールマガジン(2011.4/12号、Vol.6)で掲載しましたが、平成24年4月1日の移行登記について、内閣府より最新情報が公表されましたのでお知らせいたします。

平成24年4月1日付けの移行の登記が可能に！

内容の詳細については、下記をご参照ください。

内閣府からのお知らせ詳細 >>>

[] 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ

<http://bit.ly/IUUmPY>

全国申請状況 ~統計情報~

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 23 年 4 月末時点 : 全国の申請状況(平成 20 年 12 月 1 日~平成 23 年 4 月 30 日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/jWY6Sz>

=====

NEWS ・ お知らせ

『 移行認定・認可申請の概要と申請書の具体的事例による解説 』

~ 一般法人<認可申請コース> / 公益法人<認定申請コース> ~

主催 : 全国公益法人協会 西日本業務局

特別講習会 ご案内

日時 : 6 月 21 日 (火) 13:00 ~ 17:00 (個別相談含む)

6 月 22 日 (水) 10:00 ~ 17:00 (個別相談含む)

会場 : 福岡朝日ビル (地下1階 第13・14・15 会議室) JR博多駅前

講師 : 廣門 誠彦 (篠原・植田税理士法人 経営管理事業部 公益法人担当)

受講料: 1 名様につき (税込)

第 1 日目・第 2 日目 (両日受講) 24,000 円(会員) 49,000 円(非会員)

第 1 日目 認可コース 12,000 円(会員) 26,000 円(非会員)

第 2 日目 認定コース 16,000 円(会員) 28,000 円(非会員)

概要 : 第 1 日目 一般法人<認可申請コース>

移行認可申請の概要

1. 移行認定と移行認可

・公益法人と一般法人の特徴、移行の意思決定で留意すべき事項

2. 認可基準の概要

・「公益目的支出計画」の対象となる財産とは

・「公益目的支出計画」作成のポイント

移行認可申請書の解説

1. 申請書の入手方法

2. 申請書の構成

・申請書の全体像の把握

3. 申請書の解説

・収支予算の事業別経理の内訳表作成の留意点

・具体的事例による申請書の記入方法の解説

第2日目 公益法人<認定申請コース>

移行認定申請の概要

1. 認定基準の概要
2. 組織運営に係る基準の解説
3. 財務に係る基準の解説とポイント
 - ・公益法人会計基準の適用方法による財務基準への影響、各財務基準で検討すべき事項
 - ・H20年改正公益法人会計基準と公益認定申請

移行認定申請書の解説

1. 申請書の入手方法
2. 申請書の構成
 - ・申請書の全体像の把握
3. 申請書の解説
 - ・具体的事例による申請書の記入方法の解説

詳細はこちら、セミナー情報より > > > <http://www.shinohara-cpa.com>

=====

今月の TOPIX

改正保険業法における認可特定保険業者について

～ 共済事業の移行について ～

- - 事例研究

5月13日より保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第51号)が施行され、今回の改正により一定の要件を満たせば、行政庁の認可を受けることにより、当分の間、認可特定保険業者として事業の継続が可能となりました。

以下、主に公益法人に関する改正内容です。

・ 共済事業の移行についての背景・趣旨

共済事業は、契約者から金銭を預り、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点より、平成17年(2005年)の保険業法改正において、以下の措置が講じられていました。

保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する。

保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する。

・ 問題の所在

この改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合しにくく、廃業となるケースも存在し、**公益法人については、制度改革により、平成25年11月末までに新法人に移**

行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができないという状況となっていました。

・ 施行内容

金融庁は今回の改正において、特例を設け、当分の間()、既存の公益法人に関しては一定要件の下で継続を可能とし、「認可特定保険業者」として認可する審査基準等を定めることとしました。

これにより、従来、共済事業を行う公益法人で新制度への移行が困難であった法人に道が開かれることになりましたが、新たに以下のような規制が課されることになります。

当分の間： 将来的な位置付けについては今後、新制度の定着状況等を勘案した上で改めて検討を行う意向。

旧主務官庁の関与

認可特定保険業者に係る行政庁は、改正時に公益法人であったものについては、旧主務官庁、それ以外のものについては内閣総理大臣(金融庁)となります。

注) 国所管法人の場合は、内閣府と旧主務官庁の双方の指導監督を受けることになります。

厳格な書面の必要性

認可を受ける際は、平成 25 年 11 月末までに、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書その他の書類を添付する必要があります。

経理の明確化

区分経理はもちろんのこと、毎決算期において責任準備金、支払備金、価格変動準備金及び契約者配当準備金を積み立てる必要があります。

保険計理人の選任

以下のいずれかの要件に該当する場合、保険計理人を選任し、保険料及び責任準備金の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないことになります。

A) 長期かつ保険料積立金の積立を要する保険の引受けを行うこと

B) 契約者配当を行うこと

このほか、最低純資産額(1,000 万円以上)が定められるなど、現状よりも事務負担、費用負担が重くなる事が予測されます。

・ 公益目的支出計画との関係

現行の共済事業が公益目的事業に当たるか否かは、個々の共済事業の対象者及び内容にもよりますが、今後、特定保険業を行う特例民法法人は、一般社団・財団法人に移行されるものが多くなることが予想されます。

この場合、公益目的支出計画の基礎となる公益目的財産額の算出においては、上記の に挙げた責任準備金等の額を、「その他支出又は保全が義務付けられたものの額」として控除できるものと思われます。

しかし、共済事業は実施事業等には該当しないと推測され(実際、既に認定・認可された中で、全国公益法人協会に問合せた結果、実施事業に認められたケースはないようです。)、当該法人で他の事業で実施事業を行わなければ公益目的支出計画は計画できないことになります。

共済事業を行う特例民法法人の移行においては、規制が多く、上記のような内容の検討を要するので、注意が必要となってきます。

<スタッフより>

今年も早いもので、既に前半が終わりに近づいています。年初に立てた目標を振り返る頃ではないでしょうか。

また、梅雨に入りますと寒い日もございます。体調をくずされないよう、充分お気を付け下さい。(松田)

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
